

## 議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 1 高校生出前講座（北海道幕別清陵高等学校）

#### (1) 目的

高校生の政治への関心や参加意欲・意識を高めるため、議会制度や選挙制度等を説明し、議会や選挙を身近なものとして理解いただくことを目的とした出前講座を開催する。

#### (2) 派遣場所

北海道幕別清陵高等学校体育館（幕別町字依田101番地1）

#### (3) 派遣期間

令和4年12月20日（1日間）

#### (4) 派遣議員

議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長及び広報広聴委員会委員長 8人

### 2 幕別町議会報告会

#### (1) 目的

議会活動の状況及び町政の状況を町民に報告及び説明するとともに、町民の意見等を聴取し、議会の運営改善と政策提言の充実を図るため。

#### (2) 派遣場所

幕別町百年記念ホール講堂（幕別町字千住180番地1）及び幕別町役場議場

#### (3) 派遣期間

令和5年2月12日（1日間）

#### (4) 派遣議員

議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長及び広報広聴委員 12人

### 3 その他

上記1及び2の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。